

別紙 1

愛媛県立子ども療育センター機械警備に関する基準

1 警報装置

- (1) 警備対象に設置された警報装置は、発生した異常事態を警備員控え室及び乙の警備本部へ自動的に通報するシステムとし、NTTの専用回線を使用する。
- (2) 警報装置の監視項目は次のとおりとする。
 - ア 主表示装置
 - (ア) 表示装置は警備員控室に設置し、警報を表示できるものとする。
 - (イ) 警備エリアは、27区画に分割し、区画毎にON、OFFができるものとする。
 - イ 侵入警報機器
各設備及び熱線センサー等を使用するものとする。
 - ウ 警報を移報する機器を設置するものとする。
 - エ 機器の措置は、別添図面のとおりにする。
- (3) 警備対象に設置された警報装置の機能を維持するため、乙は適宜保守点検を行う。
- (4) 警備時間は、次のとおりとする。
 - ア 各設備警報移報 24時間
 - イ 侵入警報 警備開始操作から警備解除操作時まで

2 警備本部（基地局）

警報受信機を常時監視するとともに、警備員、警備車両と連携を密にし、警備対象に異常が発生したことを受信したときは、受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

3 警備車両

警備本部との連絡を保守し、警備本部の指示に基づき警備対象の異常事態に適確に対処し、警備目的を達成するものとする。

4 機械警備区分

機械警備区分は、次のとおりとする。

NO	区 画 名
1	B F
2	言語・理学・作業療法室
3	C T・V F室・サーバー室
4	歯科・生化学検査・エコー室
5	薬局
6	総合案内・カルテ庫・書庫
7	指導・訓練室
8	事務局長室
9	事務室
10	所長室
11	副所長室
12	看護部長室
13	外来スタッフ室
14	更衣休憩室
15	調理室
16	1 F 指導員・舎室
17	2 F
18	3 F
19	共用部 1
20	共用部 2
21	共用部 3
22	共用部 4
23	共用部 5
24	共用部 6
25	玄関風除室
26	相談室・コーディネーター室・心理・観察
27	小児科・リハビリ・整形・ギプス室